お知らせ

日本ゼオン株式会社
〒100-8246 東京都千代田区丸の内１丁目６-2

2026年10月28日

当社グループ企業の前社長への略式命令について

今般、当社グループ企業である Zeon Manufacturing Vietnam Co., Ltd.（ベトナム・ハイフォン市、以下、ZMV 社）の前社長が、ベトナム税関職員に対する金銭供与に関し、不正競争防止法違反（外国公務員贈賄罪）により略式起訴され、罰金８０万円の略式命令を受けました。このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、当社として大変重く受け止めています。お客様、株主の皆様およびすべての関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

ZMV 社および当社では、外国公務員に対する不適切な金銭の提供の疑いを内部で把握した後、外部の法律事務所の支援を得た社内調査を実施し、その結果を踏まえ、東京地検特捜部に自主申告書を提出するとともに、全面的に捜査に協力してまいりました。また、ZMV 社の前社長については、社内規程にもとづき厳正なる社内処分を行っております。

当社グループでは、これまでコンプライアンスの徹底に向けた社内教育を実施してきましたが、今後、二度とこのような不正行為を発生させないよう、再発防止に取り組むとともに、コンプライアンス体制の一層の強化に注力し、早期の信頼回復に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合せ先:
日本ゼオン株式会社 経営企画統括部門 広報部　電話:03-3216-2747
お問い合わせフォームはこちら